平成２２年（フ）第８１８号
大阪市淀川区十三東３丁目５番９号　大島紬ビル407号
債務者　岩木　重男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５号
大阪市住吉区我孫子２－１　我孫子東第７住宅１号館407号、住民票上の住所大阪府東大阪市若江南町４丁目４番40号
債務者　北次　輝彦
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３５号
大阪市住吉区山之内５丁目１番18号
債務者　堀川美智子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７号
大阪市淀川区塚本５丁目10番24号
債務者　鈴木　律子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０４号
大阪府門真市千石西町９番50―202号
債務者　宮本　　均
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２８号
大阪府東大阪市小若江２丁目５番15号　サンプラザ小若江207号
債務者　江口　岩夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９９号
大阪市住吉区杉本１丁目13番15号　コーポ悠美４Ｄ号
債務者　皆川　紀恵
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２３号
大阪市北区池田町17番17号　ハイツ十七303号室
債務者　三木謙次郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２５号
大阪府枚方市香里ヶ丘９丁目11番地　D45―303
債務者　野口　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０７号
大阪市東成区大今里南１丁目４番９号
債務者　小林　朱美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１６号
大阪府門真市千石西町14番63―203号
債務者　池田　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１８号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目１番10号
債務者　西岡　史乃
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２０号
大阪市西成区松２丁目１番17号　大森住宅１Ｆ
債務者　橋本三千夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２１号
大阪市西成区松２丁目１番17号　大森住宅１Ｆ
債務者　橋本紀代美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２５号
大阪府守口市大久保町１丁目45番16―105号
債務者　石井富士美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８８号
堺市北区中百舌鳥町６丁830番地　コーポ鈴Ｃ－８
債務者　勝谷　修治
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２４号
堺市北区新金岡町２丁１番10―252号、前住所大阪市住吉区長居４丁目６番９号　ナガイハイム202号
債務者　角勝　明美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６８１号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番230号
債務者　下神納木和恵
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係